令和８年 11 月

渋谷区 まちづくり推進部 渋谷駅周辺まちづくり課、渋谷駅中心五街区課

桜丘地区 都市計画原案意見交換会のお知らせ

日頃より渋谷区のまちづくりに、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和８年１０月に開催した桜丘地区都市計画素案意見交換会では、皆さまから貴重なご意見をいただきました。区では、意見交換会でのご意見を踏まえ、都市計画の原案を作成しました。この原案について、渋谷区まちづくり条例第３７条の規定に基づき、下記のとおり、意見交換会を開催するとともに縦覧を行います。

ご多忙のこととは存じますが、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

１　渋谷区ウェブサイト上での動画配信（音声付説明動画）

（１）配信期間　　令和９年１月７日（木）から令和９年１月２８日（木）まで

（２）掲載場所　　渋谷区ウェブサイト

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/shuhen-machizukuri/kento/sakuragaoka.html

【トップページ ＞　環境・まちづくり ＞ 渋谷駅周辺地域のまちづくり
＞ 検討中のまちづくり（渋谷駅周辺）＞ 桜丘地区まちづくり】

２　会場実施　事前予約制により、会場での意見交換会を開催いたします。

（１）日時　　令和９年１月１２日（火）１８時３０分から２０時まで

（２）場所　　渋谷区文化総合センター大和田 ２階 学習室１

（３）内容　　上記動画配信と同じ内容となります。

（４）参加方法　参加をご希望される方は、裏面記載のお問い合わせ先へ、１月８日（金）までにお電話にてご連絡ください。

【桜丘地区都市計画原案に関する縦覧・意見書の提出について】

渋谷区まちづくり条例第３７条第４項の規定に基づき、都市計画の原案の公告及び縦覧を行います。

渋谷区まちづくり条例第３７条第５項及び第６項の規定に基づき、都市計画の原案の内容について、ご意見がございましたら、意見書に、意見・住所・氏名・連絡先・当該案件に利害関係がある場合はその内容をご記入の上、以下のとおりご提出ください。

※意見書様式については令和９年１月７日（木）に渋谷区ウェブサイトに公表する予定です。

※いただきましたご意見の要旨と回答は、後日、渋谷区ウェブサイト等に公表する予定です。

※誹謗・中傷であると判断されるご意見等については公表いたしません。

（１）縦覧期間　　令和９年１月７日（木）から令和９年１月２８日（木）まで

（２）縦覧場所　　渋谷区役所本庁舎１１階　都市計画課

（３）意見書提出期間　令和９年１月７日（木）から令和９年１月２８日（木）（消印有効）まで

（４）意見書提出方法　郵送、持参、FAX（０３-５４５８-４９１５）及び渋谷マイポータル

※渋谷マイポータルの利用にはアカウント登録が必要となりますので、利用方法等の詳細は、渋谷マイポータルのウェブサイトをご確認ください。

（５）意見書提出先　　〒１５０-８０１０（住所不要）渋谷区役所本庁舎１１階 都市計画課宛

（６）意見書を提出できる方

ア　「桜丘地区地区計画（変更）」について、
地区計画区域内（裏面記載）の土地所有者及び利害関係のある方

イ　「ネクスト渋谷桜丘地区第一種市街地再開発事業」について、渋谷区民の方及び利害関係のある方

ウ　「自動車ターミナル（変更）」について、渋谷区民の方及び利害関係のある方

桜丘地区地区計画（原案）の区域



このお知らせに関するお問い合わせ先

渋谷区　まちづくり推進部　渋谷駅周辺まちづくり課
渋谷区　まちづくり推進部　渋谷駅中心五街区課

〒　１５０-８０１０　東京都渋谷区宇田川町１番１号
Ｔｅｌ：０３-３４６３-２６２８
Ｆａｘ：０３-５４５８-４９１８
※当意見交換会について、お電話でのご意見は受付しておりません。ご了承ください。

※ このお知らせは、地区計画区域内を対象に配布しています。